

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課（室）名 教職員課</p> <p>担当者名 小 出 悟</p> <p>電話番号 三一二八</p>
<p>制定理由 教育職員免許法の一部が改正されたことに伴い、関係規定について所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 教育職員免許状の授与を受ける場合の出願書類である宣誓書（様式第3号）について所要の改正を行うこととした。 二 この規則は、平成二十年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号） 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）</p>	<p>考 備</p>

徳島県教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 村澤 普恵

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「第10条第1項第2号」を「第10条第1項第2号又は第3号」に、「第11条第1項又は第2項」を「第11条第1項から第3項まで」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。